

## 第 2 章 計画の基本的事項

### 2 - 1. 計画の位置付け

#### (1) 条例における計画の位置付け

条例第 10 条において、「基本施策を総合的かつ計画的に実施するために、伊勢原市環境基本計画を策定しなければならない」とされています。

#### (2) 伊勢原市総合計画及び他の個別計画との関係

伊勢原市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）とは、本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政運営を図る本市の最上位に位置する計画です。現行の総合計画の目標年次も令和 4（2022）年度であることから、次期総合計画との整合を図ります。

また、関係計画として伊勢原市緑の基本計画、伊勢原市ごみ処理基本計画など地域環境や生活環境に関連する諸計画と整合を図るとともに、国の環境基本計画などの整合にも配慮します。

#### (3) 計画の構成

本市は、令和 3（2021）年 10 月に「ゼロカーボンシティいせはら」を表明し、長期的な地球温暖化対策の目標を示しました。

本計画においては、気候変動緩和策・適応策を両輪で推進する構成とするため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」で定める「気候変動適応計画」を含めた計画とします。

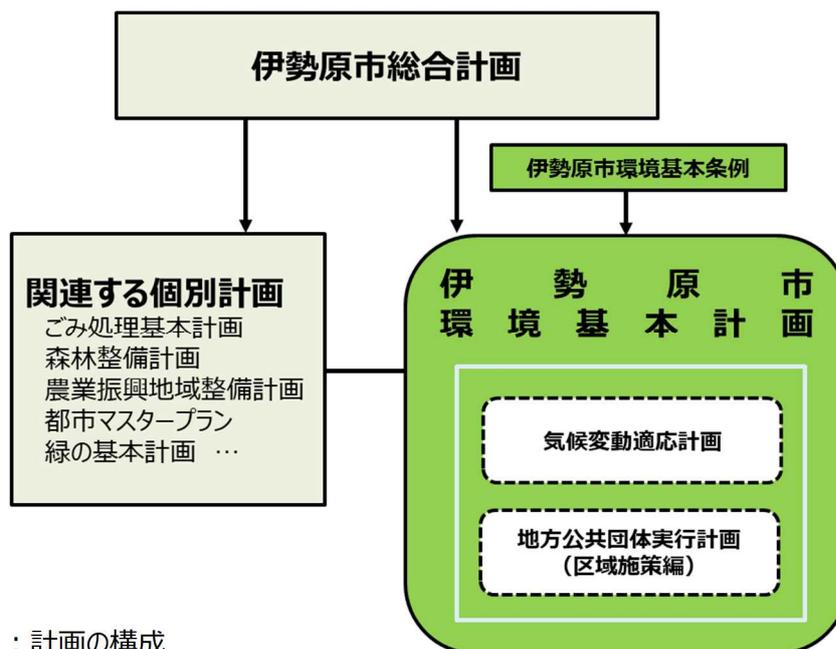


図 2 - 1：計画の構成

## 2-2. 計画の期間

本計画の期間は、令和32（2050）年を見据えた長期的な展望を持ちつつ、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とし、概ね5年で計画の見直しを行います。

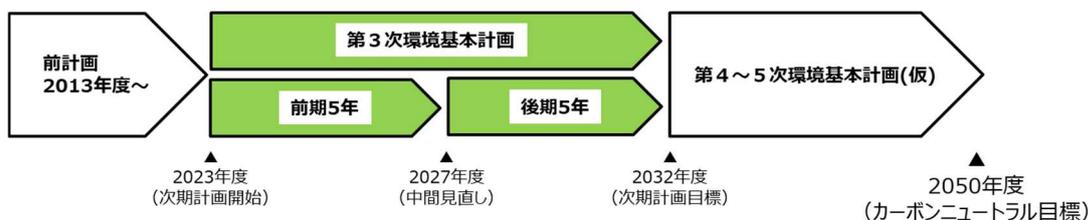


図2-2：本計画の期間

## 2-3. 計画の対象範囲

本計画の対象は、本市全域とします。また、条例第9条では、「基本理念にのっとり、次に掲げる事項に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を推進するものとする。」とされていることから、条例で掲げる基本理念及び基本施策の範囲で、具体的な目標や施策を検討します。

表2-1：計画の対象範囲

対象分野	想定される内容
地球温暖化	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動、減災等
循環型社会	ごみ、資源循環、適正処理、環境美化等
生活環境	公害対策、大気水質等
都市環境	緑化、公共交通、広域幹線等
自然環境	森林、農地、生物等
環境教育	環境教育、学習、普及啓発等

参考：条例で定める基本施策

**(基本施策)**

**条例第9条**

- (1) 生態系の多様性を確保するため、動植物の生育環境等に配慮し、森林、農地、河川等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めること。
- (2) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれた生活空間の形成、地域の特性をいかした良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産が保存される良好な都市環境の形成を図ること。
- (4) 循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (5) 公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (6) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずること。
- (7) 地球環境の保全において、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下に、市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進すること。
- (8) 前号の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制を図ること。

**(環境教育の充実及び環境教育の振興)**

**条例第13条**

市は、市民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深め環境に配慮した生活又は行動が促進されるよう環境教育の充実及び環境教育の振興に努めるものとする。